

大野城市国際交流協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野城市国際交流協会（以下「当協会」という。）の発展に貢献した個人又は団体に対する表彰に関する事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 会長は理事会の承認を得た場合は、次に掲げる個人又は団体に対し表彰することができる。

- (1) 当協会活動に関して、特に貢献が顕著な個人又は団体
- (2) 当協会の常任理事又は運営委員としての活動を3年以上行った者
- (3) 永年に亘り、当協会の発展に尽力し、その活動が顕著な者
- (4) その他理事会で推薦された個人又は団体

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与することによって行い、会長が特に必要と認めた場合は、これに副賞を添えることができる。

(賞状又は感謝状の贈呈)

第4条 会長は、規程第2条に規定する表彰の要件に準ずる者又は当協会に多大な協力等を行った者に対し、理事会の承認を得た場合は表彰状に代えて賞状又は感謝状を贈呈することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。